

国の重点支援地方交付金活用事業

甘楽町プレミアム付商品券発行事業実施要綱(約款)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 物価高騰に苦しむ生活者への支援を図るため、甘楽町プレミアム付商品券(以下「商品券」という)を発行する。

(商品券の発行)

第2条 商品券の発行は町が行う。

(発行総額等)

第3条 発行総額は240,000,000円とする。

2 発行総額のうち、販売総額は120,000,000円とし、販売総額の100%にあたる120,000,000円をプレミアム分とする。

(実施期間)

第4条 実施期間は、商品券発行日の令和8年2月15日から令和8年9月30日までとする。

(商品券の販売内容)

第5条 商品券の種類は「1,000円券」とする。

甘楽町プレミアム付商品券の登録店で利用できる専用券

2 発行する商品券は、1枚額面1,000円券、10枚を1セットとし、100%のプレミアム分を控除して、1セット10枚綴り5,000円で販売する。

(券面記載事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

(1)発行団体

(2)期間

(3)利用にあたっての制限

(4)偽造防止のための通し番号

(5)釣銭対応の有無

(6)紛失、盗難等の免責

(7)約款の存在

第2章 商品券の販売

(購入対象者)

第7条 商品券の購入対象者は、住民基本台帳に登録された町内在住者に限る。

(購入限度)

第8条 商品券は、世帯員1名につき2セットまで購入できる。なお、世帯員は住民基本台帳に記載された者とする。

(販売方法)

第9条 商品券の販売方法は、令和8年2月15日から令和8年3月19日まで甘楽町役場等で行い、現金支払いのみで商品券の引渡しを行うものとする。

(販売周知)

第10条 商品券販売の周知方法は町広報、町ホームページ、町安全安心メール等で行う。

第3章 商品券の利用

(利用期間)

第11条 商品券の利用期間は、令和8年2月15日から令和8年7月31日までとし、利用期間を経過した商品券は無効とする。また、販売後の返還・返金には応じないものとする。

(利用限度額)

第12条 1回の買い物に対する商品券の利用限度額は、設定しないものとする。

(利用店舗)

第13条 商品券を利用できる店舗は、申請による登録店のみとする。

(対象商品等)

第14条 商品券は登録店が取扱う商品及びサービスに使用できる。ただし、次に該当するものは対象外とする。

(1)不動産や金融商品

(2)たばこ

(3)商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等換金性の高いもの

(4)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

(5)登録店自らの事業上の取引(商品仕入れ等)に利用すること

(6)収納代行による商品券の利用

(7)国や地方公共団体への支払い

(釣銭)

第15条 商品券の額面に満たない利用であっても、釣銭は支払われないものとする。

(紛失等の責務)

第16条 利用者が購入した商品券の紛失、滅失又は盗難(以下「紛失等」という。)は利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第17条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えた場合は、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

第4章 登録店

(登録店の募集)

第18条 登録店の募集周知方法は、町広報誌、町ホームページ、チラシ等による。

(登録資格)

第19条 登録資格は、甘楽町商工会会員及び町内の全事業者とする。

(登録手続)

第20条 登録希望者は、登録申請書を提出し、その承認を得るものとする。

2 登録申請があったときは、当該申請者が登録資格を有することを確認のうえ、当該事業者に甘楽町プレミアム付商品券取扱登録証明書を発行する。

(換金期間)

第21条 利用者から受け取った商品券の換金期間は、令和8年2月15日から令和8年8月14日(取扱金融機関窓口営業時間)までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(取扱金融機関)

第22条 本事業に関する取扱金融機関は、別に定める。

2 取扱金融機関における換金手数料は、町が負担する。

(換金方法)

第23条 登録店が商品券を換金する場合は、登録店申請の際に指定した取扱金融機関窓口に甘楽町プレミアム付商品券取扱登録証明書を提示するとともに、甘楽町プレミアム付商品券口座振替依頼書及び登録店名を裏書きした使用済み商品券を提出し、振込みを受けるものとする。

2 換金締切日及び振込期日は別に定める。

(登録店の責務)

第24条 登録店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービスの提供を行うこと。

(2)登録店ポスター等の掲示物は、利用者の見やすい場所に設置すること。

(3)利用者から受け取った商品券は、裏面に店印を押印もしくは店名を記入すること。

(4)他店の店印が押印された商品券は、受け取りを拒否するとともに、速やかに申し出ること。

(5)偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに申し出ること。

(6)商品券の交換、譲渡、売買及び再利用を禁止する。

(7)町が本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力をすること。

(登録店資格の喪失等)

第25条 第14条、第15条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、登録店の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第26条 利用者から受け取った商品券の紛失等は、登録店の責務とする。

(届出事項の変更)

第27条 登録店は届出事項に変更があるときは速やかに届け出るものとする。

第5章 雜則

(返還請求等)

第28条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、プレミアム相当額の返還を請求することができる。

(1)商品券を他人に売却し利益を得ること。

(2)商品券を担保に供し又は質に入れる。

(3)登録店自らの商品仕入れ等に利用すること。

(4)その他商品券の目的に相反する行為。

(事業委託)

第29条 本事業における業務の一部を委託する事ができる。

(その他)

第30条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

2 本事業は官民一体となって実施し、商工会等関係機関と協力し進める。

3 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。